

農業経営基盤の強化の促進に関する
基本方針

令和8年4月

宮 城 県

目 次

基本方針の意義	1
基本方針の目標年次	1
第1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向	2
1 本県農業の基本的な方向	2
2 効率的かつ安定的な農業経営についての基本的な方向	3
3 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に向けた基本的な方向	4
第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標	5
第3 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標	15
第4 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項	15
1 農業を担う者の確保及び育成の考え方	15
2 農業経営・就農支援センターの体制及び運営方針	15
3 県が主体的に行う取組	16
4 関係機関の連携・分担の考え方	16
5 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供	17
第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 及び農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標	17
第6 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項	18
1 基本的な考え	18
2 農業経営基盤強化促進事業の実施	19
第7 農地中間管理機構が行う特例事業の実施に関する事項	19

基本方針の意義

地域農業の維持及び発展のため、担い手経営体への農用地の集積・集約化を推進し、経営感覚に優れた効率的かつ安定的な経営体の育成を図っていくことが、本県農業の課題となっている。

このため、農地流動化施策や、担い手育成施策等、農業経営基盤の強化促進に関する今後 10 年間の基本的な方向を「基本方針」として策定した。

なお、本「基本方針」は、県内の市町村が作成する基本構想の基本となる効率的かつ安定的な農業経営のあるべき水準等を、大局的な観点から示している。

基本方針の目標年次

この基本方針は、令和 8 年度を初年度とし、令和 17 年度を目標年次とする 10 か年の方針である。

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向

1 本県農業の基本的な方向

本県農業は、我が国の主要な食料生産基地として良質な農産物の安定供給に努めてきており、将来にわたってその機能を維持するため、主要な農業の担い手である認定農業者（農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた者をいう。以下同じ。）の確保目標を定め、諸施策を集中して取り組んできた。また、東日本大震災による未曾有の被災からの創造的復興に向けて、農用地の大区画化や集積・集約化による経営規模の拡大、スマート農業技術等の導入による新たな農業モデルの構築などの取組を進めた結果、経営規模が100haを超える大規模な土地利用型農業法人や高度な環境制御技術を導入した先進的施設園芸法人が誕生している。

しかしながら、急激な人口減少や少子高齢化に伴う農家数の減少及び後継者の不足、気候変動等による農作物被害の頻発化や、国際情勢の変化から物価が高騰し、飼料・資材価格の高止まりが続くなど、本県の農業をとりまく環境は一層厳しさを増している。

このような状況を踏まえ、本県では、「みやぎ食と農の県民条例基本計画」に基づいた施策等を重点的に推進し、次代における農業人材の育成や革新技术の活用による戦略的な農業の展開を図ることにより農業が本県の地域経済を支える産業となるように発展させていく。

(1) みやぎの農業を支える多様な人材の確保・育成

経営の改善・発展に意欲的に取り組んでいる家族経営体から農業法人等まで幅広く支援を行うことにより、経営の安定化・高度化を図る。また、新規就農者の定着促進、農業大学校での次代の担い手の育成、女性農業者の活躍を推進するとともに、企業等の農業参入の推進を図ること等により新たな担い手を確保する。

(2) 基盤整備と集積・集約化による農地利用の高度化

農地整備事業等による農用地の大区画化・汎用化、中山間地域における耕作条件の改善等を進めるとともに、担い手への農用地の集積・集約化を地域計画と連携しながら推進することにより、農用地利用の高度化を図る。また、地域の合意形成に基づいた共同活動による農用地の保全管理や、遊休農地の発生防止・解消に向けて農業委員会が行う農地の利用状況調査等により優良農地の確保を図り、効率的な農地利用を促進する。

(3) 先進技術等を活用した農業生産の効率化と高度化

AI、IoT等の情報通信技術を活用したスマート農業を推進することにより、農業生産性の向上や省力化を図るとともに、気候変動による被害を回避・軽減するための安定生産技術の開発、時代のニーズに対応した新品種の育成、環境負荷低減に向けた技術の開発等を進める。

(4) 需要に応じた米生産と水田農業の収益力強化

需要に応じた主食用米の生産と、水田を有効活用した加工用米、新規需要米、大豆・麦類の作付拡大を進めるとともに、収益性の高い園芸作物を推進し、農業所得の向上とみやぎの水田農業の競争力強化を目指す。

(5) 先進的大規模拠点を核とした園芸産地の確立

競争力の高い園芸産地を確立するため、高度な環境制御機器等の園芸 DX 技術を導入した先進的施設園芸や、加工・業務用などの実需者ニーズに対応した大規模露地園芸の拡大、企業参入の促進等により地域の園芸振興の中核となる先進的園芸経営体を育成し、生産拠点を築くほか、経営体の収益性の向上を図る。加えて、多様な経営体により形成されている既存産地の拡充や、気候変動に対応した技術導入を支援し、園芸品目の安定的な生産を振興する。

(6) 生産基盤の拡大による畜産の競争力強化

地域の中心となる大規模畜産経営体だけではなく、中小規模の畜産経営体も含めた担い手を確保することにより生産力の向上を図り、持続性の高い畜産経営基盤を確立する。また、飼料用イネや牧草などの自給的飼料作物を最大限に利用した低コスト生産を進めるとともに、家畜の遺伝子評価やスマート農業技術の導入等により効率的な畜産経営を推進する。

(7) 環境との調和に配慮した持続可能な農業の推進

環境との調和に配慮した持続可能な農業を推進するため、温室効果ガスの排出削減や生物多様性の保全に向けた取組など環境への負荷を低減する生産の取組を支援するとともに、資源の再利用や循環利用の推進により、持続可能な農業の基盤を確立する。

2 効率的かつ安定的な農業経営についての基本的な方向

(1) 目標とすべき所得水準、労働時間等

農業の諸課題に対処し、農業を職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとするため、目指すべき効率的かつ安定的な農業経営の目標を明示する。県内各地においてモデル的な経営を実践している経営体の事例を踏まえ、他産業従事者と均衡する年間総労働時間（主たる従事者 1 人当たり 1,800～2,000 時間）の水準を確保しつつ、地域のお他産業従事者並みの年間農業所得（主たる従事者 1 人当たり 480 万円程度、主たる従事者に補助従事者 1～2 人を加えた 1 経営体当たり 600～720 万円程度）を確保することができるような農業経営を育成するとともに、これらの農業経営が地域における農業生産の相当部分を担うような農業構造の確立を目指す。

(2) 効率的かつ安定的な農業経営を担う人材の確保・育成

本県は、関係機関との連携を図りながら、宮城県農業経営・就農支援センター（以下、「農業経営・就農支援センター」という。）を効果的に運営し、法人設立や規模拡大、6 次産業化、円滑な経営継承等に向けた支援を行い、農業経営の安定化・高度化を図る。また、宮城県担い手育成総合支援協議会等との連携を図りながら、農業経営改善計画の作成支援や目標達成に向けたフォローアップ等を行うことにより、認定農業者の確保・育成を推進する。

県内では女性農業者が農業就業人口の約 4 割を占めており、今後の農業生産の持続的な発展に向けて重要な役割を担うことが期待されている。このため、農業経営改善計画の共同認定や家族経営協定の締結等を通じて、女性農業者の経営への参画を促進するとともに、女性農業者が能力を發揮できるよう支援していく。

3 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に向けた基本的な方向

(1)新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた目標

本県の新規就農者数については令和元年度以降概ね150人前後で推移している。特に、農業法人への雇用就農が約半数を占めており、農業法人は経営基盤が確立されていない新規参入者の重要な受け皿となっている。

農業従事者の高齢化や担い手の減少が進行する中、今後も本県農業を持続的に発展させていくためには、継続的かつ安定的に新規就農者を確保していくことが必要であり、農家出身者はもとより、非農家出身者や、他産業従事による豊富な経験や知識を有する中高年者等、意欲ある優秀な人材を幅広く定着させることが必要である。

具体的には、次代の本県農業の相当部分を担う効率的かつ安定的な経営体数（認定農業者数）4,000経営体を維持するため、新規就農者を年間160人確保することを目標とする。

(2)新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

本県の他産業従事者や優良な農業経営体と同等の年間総労働時間の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（第1の2に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の5割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得240万円程度）を目標とする。

ただし、経営基盤が確立されていない新規参入者等や、収入を得るまで長い期間を要する果樹の栽培等に取り組む場合は、状況を勘案して目標を設定できるものとする。

(3)新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

県内外での就農情報の発信や就農相談会を行うほか、栽培技術や農業経営に関する知識を習得するため、農業大学校の教育内容の充実を図り、また、認定農業者や農業士等の技術・経営力に優れた農業者等の協力を得て効率的かつ計画的な指導・研修を支援する。これらの実施にあたっては、農業経営・就農支援センターを中心に、農業改良普及センターや、市町村、農業協同組合、一般社団法人宮城県農業会議（以下「宮城県農業会議」という。）、公益社団法人みやぎ農業振興公社（以下「みやぎ農業振興公社」という。）等の関係機関が連携を密にしながら支援する。また、近年増加している雇用就農者についても、将来は経験を生かし自ら農業経営者となることが期待されることから、受け皿となる農業法人の経営強化を支援する。

第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

第1で示した基本的な方向に即し、育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の目標は下表のとおりとし、その目標達成を図るための営農類型及びその指標は次のとおりである。

○農業経営基盤の強化の促進に関する目標

区 分	目標(令和17年度)
主たる従事者1人当たりの労働時間	1,800～2,000時間程度
年間農業所得	
主たる従事者1人当たり	480万円程度
主たる従事者1人、補助従事者1～2人	600～720万円程度
新規就農者	240万円程度
認定農業者数	4,000経営体
	個別経営体 2,850経営体
	組織経営体 1,150経営体
新規就農者数	160人程度/年

○各営農類型に共通した指標に関する事項

- ・経営管理の方法として、営農・生活設計に基づく経営ビジョンを樹立し、複式簿記に基づく経営目標管理を適確に実施するものとする。また、経営や生産組織の発展段階に応じて法人化を推進する。
- ・農業従事の態様としては、家族経営協定の締結や就業規則による給料制・休日制等の実施、年金制度の適切な活用、経営形態に応じた労災・雇用保険の加入等を実施するものとする。
- ・土地利用型作物に係る営農類型では、経営所得安定対策等の対象となる経営体を想定し、交付金の単価を含めて試算している。

○土地利用型作物

営農類型		主要な 振興地域	モデルのポイント	経営形態	経営規模	経営試算
土 地 利 用 型 作 物	水 稲 + 大 豆	県内全域	<ul style="list-style-type: none"> ・稲作を主体とした経営 ・<u>ほ場の集積・集約化</u>による作業能率向上 	【家族経営】 主 1 人 補 2 人	【経営耕地 25 ha】 主食用米(移植) 17 ha 大豆 8 ha	(粗収益) 3,070 万円 (経営費) 2,290 万円 (農業所得) 780 万円 主たる従事者 1 人当たりの所得 540 万円
	水 稲 + 小 麦 + 大 豆	県内全域	<ul style="list-style-type: none"> ・集落営農を母体とする法人 ・構成員(オペレーター)が主な労働力。 ・<u>スマート農機の導入、ほ場の集積・集約化</u>による作業能率の向上 ・小麦-大豆の二毛作による効率的な土地利用 ・乾田直播栽培の導入による省力化・作期分散 	【法人経営】 構成員 4 人	【経営耕地 60 ha】 主食用米(移植) 20 ha 主食用米(乾田直播) 20 ha 大豆(麦後晩播) 20 ha 小麦 20 ha	(粗収益) 8,370 万円 (経営費) 6,090 万円 (農業所得) 2,280 万円 主たる従事者 1 人当たりの所得 570 万円
	水 稲 + 小 麦 + 大 豆	県内平坦部	<ul style="list-style-type: none"> ・集落営農を母体とする大規模法人 ・構成員(オペレーター)が主な労働力 ・<u>スマート農機の導入、ほ場の集積・集約化</u>による作業能率の向上 ・小麦-大豆の二毛作による効率的な土地利用 ・乾田直播栽培の導入による省力化・作期分散 	【法人経営】 構成員 8 人	【経営耕地 120 ha】 主食用米(移植) 40 ha 主食用米(乾田直播) 30 ha 飼料用米(乾田直播) 10 ha 大豆(標播) 20 ha 大豆(麦後晩播) 20 ha 小麦 20 ha 大豆(作業受託) 30 ha	(粗収益) 15,780 万円 (経営費) 10,140 万円 (農業所得) 5,640 万円 主たる従事者 1 人当たりの所得 710 万円

○露地野菜

営農類型		主要な 振興地域	モデルのポイント	経営形態	経営規模	経営試算
露 地 野 菜	長ねぎ ＋ 水 稲	県内全域	<ul style="list-style-type: none"> ・水稲と露地野菜の複合経営 ・農繁期には臨時雇用を活用 ・転作作物として長ねぎを導入 ・<u>機械化一貫体系による省力化</u> 	【家族経営】 主 1 人 補 2 人 臨時雇用 1 人/日	【経営耕地 12 ha】 長ねぎ 2 ha 主食用米 8 ha 飼料用米 2 ha	(粗収益) 2,570 万円 (経営費) 1,780 万円 (農業所得) 790 万円 主たる従事者 1 人当たりの所得 550 万円
	長ねぎ ＋ 水 稲 ＋ 大 豆	県内全域	<ul style="list-style-type: none"> ・土地利用型作物＋大規模露地園芸の経営 ・構成員(オペレーター)と常時雇用が主な労働力。農繁期には臨時雇用も活用 ・機械化体系の導入による作付規模の拡大 ・<u>スマート農機の導入、ほ場の集約化による作業能率の向上</u> 	【法人経営】 構成員 5 人 常時雇用 2 人 臨時雇用 1～10 人/日	【経営耕地 60 ha】 長ねぎ 10 ha 主食用米 40 ha 大豆 10 ha	(粗収益) 13,830 万円 (経営費) 10,100 万円 (農業所得) 3,730 万円 主たる従事者 1 人当たりの所得 750 万円
	キャベツ ＋ 水 稲	仙台圏域 大崎圏域 栗原圏域 登米圏域	<ul style="list-style-type: none"> ・水稲と露地野菜の複合経営 ・転作作物としてキャベツを導入。 ・<u>機械化体系の導入による加工・業務用向けの栽培。</u> 	【家族経営】 主 1 人 補 2 人	【経営耕地 12 ha】 キャベツ 2 ha 主食用米 8 ha 飼料用米 2 ha	(粗収益) 2,300 万円 (経営費) 1,570 万円 (農業所得) 730 万円 主たる従事者 1 人当たりの所得 490 万円
	キャベツ ＋ 水 稲 ＋ 大 豆	仙台圏域 大崎圏域 栗原圏域 登米圏域	<ul style="list-style-type: none"> ・土地利用型作物＋大規模露地園芸の経営 ・構成員(オペレーター)と常時雇用が主な労働力。農繁期には臨時雇用も活用 ・<u>加工業務用向けの栽培</u> ・<u>機械化体系の導入による作付規模の拡大</u> ・<u>スマート農機の導入、ほ場の集約化による作業能率の向上</u> 	【法人経営】 構成員 3 人 常時雇用 2 人 臨時雇用 1～3 人/日	【経営耕地 60 ha】 キャベツ 10 ha 主食用米 40 ha 大豆 10 ha	(粗収益) 9,330 万円 (経営費) 7,590 万円 (農業所得) 1,740 万円 主たる従事者 1 人当たりの所得 580 万円
	たまねぎ ＋ 水 稲	仙南圏域 仙台圏域 大崎圏域 登米圏域	<ul style="list-style-type: none"> ・水稲と露地野菜の複合経営 ・農繁期には臨時雇用を活用 ・転作作物としてたまねぎを導入 ・<u>機械化体系の導入による加工・業務用向けの栽培</u> 	【家族経営】 主 1 人 補 2 人 臨時雇用 1 人/日	【経営耕地 12 ha】 たまねぎ 2 ha 主食用米 8 ha 飼料用米 2 ha	(粗収益) 2,350 万円 (経営費) 1,630 万円 (農業所得) 720 万円 主たる従事者 1 人当たりの所得 480 万円

営農類型		主要な 振興地域	モデルのポイント	経営形態	経営規模	経営試算
露 地 野 菜	たまねぎ ＋ 水 稲 ＋ 大 豆	仙南圏域 仙台圏域 大崎圏域 登米圏域	<ul style="list-style-type: none"> ・土地利用型作物＋大規模露地園芸の経営 ・構成員(オペレーター)と常時雇用が主な労働力。農繁期には臨時雇用も活用 ・加工業務用向けの栽培 ・機械化体系の導入による作付規模の拡大 ・スマート農機の導入、ほ場の集約化による作業能率の向上 	【法人経営】 構成員 3 人 常時雇用 2 人 臨時雇用 1～11 人/日	【経営耕地 60 ha】 たまねぎ 10 ha 主食用米 40 ha 大豆 10 ha	(粗収益) 9,680 万円 (経営費) 8,220 万円 (農業所得) 1,460 万円 主たる従事者 1人当たりの所得 490 万円
	えだまめ ＋ 水 稲 ＋ 大 豆	仙南圏域 仙台圏域 大崎圏域 栗原圏域 石巻圏域 気仙沼・ 本吉圏域	<ul style="list-style-type: none"> ・土地利用型作物＋大規模露地園芸の経営 ・構成員(オペレーター)と常時雇用が主な労働力。農繁期には臨時雇用も活用 ・機械化体系の導入による作付規模の拡大 ・スマート農機の導入、ほ場の集約化による作業能率の向上 	【法人経営】 構成員 3 人 常時雇用 1 人 臨時雇用 1～10 人/日	【経営耕地 60 ha】 えだまめ 10 ha 主食用米 40 ha 大豆 10 ha	(粗収益) 8,960 万円 (経営費) 7,460 万円 (農業所得) 1,500 万円 主たる従事者 1人当たりの所得 500 万円
	加工用 ばれいしょ ＋ 水 稲 ＋ 大 豆	大崎圏域 栗原圏域 登米圏域 石巻圏域	<ul style="list-style-type: none"> ・土地利用型作物＋大規模露地園芸の経営 ・構成員(オペレーター)と常時雇用が主な労働力。農繁期には臨時雇用も活用 ・契約栽培による加工用ばれいしょの生産 ・機械化体系の導入による作付規模の拡大 ・スマート農機の導入、ほ場の集約化による作業能率の向上 	【法人経営】 構成員 3 人 常時雇用 1 人 臨時雇用 1～4 人/日	【経営耕地 60 ha】 加工用ばれいしょ 10 ha 主食用米 40 ha 大豆 10 ha	(粗収益) 8,400 万円 (経営費) 6,540 万円 (農業所得) 1,860 万円 主たる従事者 1人当たりの所得 620 万円
	さつまいも ＋ 水 稲 ＋ 大 豆	県内全域	<ul style="list-style-type: none"> ・土地利用型作物＋大規模露地園芸の経営 ・構成員(オペレーター)と常時雇用が主な労働力。農繁期には臨時雇用も活用 ・契約栽培による生産 ・スマート農機の導入、ほ場の集約化による作業能率の向上 	【法人経営】 構成員 4 人 常時雇用 1 人 臨時雇用 1～10 人/日	【経営耕地 60 ha】 さつまいも 10 ha 主食用米 40 ha 大豆 10 ha	(粗収益) 9,250 万円 (経営費) 6,860 万円 (農業所得) 2,390 万円 主たる従事者 1人当たりの所得 600 万円

○施設野菜

営農類型		主要な 振興地域	モデルのポイント	経営形態	経営規模	経営試算
施設野菜	いちご	県内全域	<ul style="list-style-type: none"> いちごの単一経営 鉄骨ハウスでの高設・養液栽培 定植・収穫時期の組合せや環境制御システム、IPM 技術等の導入による安定生産 	【家族経営】 主 1 人 補 2 人	【鉄骨ハウス 3,000 m²】 いちご 3,000 m ²	(粗収益) 2,790 万円 (経営費) 2,040 万円 (農業所得) 750 万円 主たる従事者 1人当たりの所得 510 万円
	いちご	県内全域	<ul style="list-style-type: none"> いちご単一の大規模施設園芸 環境制御システムや新品種、IPM 技術等の導入による収量、品質の向上 雇用型の大規模経営に適した労務管理 データに基づく高度な栽培管理と生産者間のネットワーク構築による改善スピードの向上 	【法人経営】 構成員 3 人 常時雇用 3 人 臨時雇用 1~6 人/日	【鉄骨ハウス 10,000 m²】 いちご 10,000 m ²	(粗収益) 9,300 万円 (経営費) 7,490 万円 (農業所得) 1,810 万円 主たる従事者 1人当たりの所得 600 万円
	トマト	県内全域	<ul style="list-style-type: none"> トマトの単一経営 鉄骨ハウスでの促成栽培と抑制栽培を組み合わせた年 2 作体系 環境制御システムや IPM 技術等の導入による収量・品質の向上 	【家族経営】 主 1 人 補 2 人	【鉄骨ハウス 3,000 m²】 トマト 3,000 m ²	(粗収益) 2,830 万円 (経営費) 2,100 万円 (農業所得) 730 万円 主たる従事者 1人当たりの所得 490 万円
	トマト	県内全域	<ul style="list-style-type: none"> トマト単一の大規模施設園芸 環境制御システムや IPM 技術等の導入による収量、品質の向上 雇用型の大規模経営に適した労務管理 データに基づく高度な栽培管理と生産者間のネットワーク構築による改善スピードの向上 	【法人経営】 構成員 3 人 常時雇用 3 人 臨時雇用 1~10 人/日	【高軒高ハウス 10,000 m²】 トマト 10,000 m ²	(粗収益) 12,800 万円 (経営費) 11,290 万円 (農業所得) 1,510 万円 主たる従事者 1人当たりの所得 500 万円
	きゅうり	県内全域	<ul style="list-style-type: none"> きゅうりの単一経営 農繁期には臨時雇用を活用 鉄骨ハウスでの促成栽培と抑制栽培を組み合わせた年 2 作体系 環境制御システムや IPM 技術等の導入による収量・品質の向上 	【家族経営】 主 1 人 補 2 人 臨時雇用 1 人/日	【鉄骨ハウス 3,000 m²】 きゅうり 3,000 m ²	(粗収益) 2,890 万円 (経営費) 2,160 万円 (農業所得) 730 万円 主たる従事者 1人当たりの所得 490 万円

営農類型	主要な振興地域	モデルのポイント	経営形態	経営規模	経営試算	
施設野菜	きゅうり	県内全域	<ul style="list-style-type: none"> ・きゅうり単一の大規模施設園芸 ・<u>環境制御システムや IPM 技術等の導入</u>による収量、品質の向上 ・<u>雇用型の大規模経営に適した労務管理</u> ・データに基づく高度な栽培管理と生産者間のネットワーク構築による改善スピードの向上 	【法人経営】 構成員 3 人 常時雇用 3 人 臨時雇用 1～7 人/日	【鉄骨ハウス 10,000 m²】 きゅうり 10,000 m ²	(粗収益) 12,080 万円 (経営費) 10,580 万円 (農業所得) 1,500 万円 主たる従事者 1 人当たりの所得 500 万円
	葉物野菜 (ほうれんそう等) + 水稲	仙台圏域 大崎圏域 栗原圏域 登米圏域 石巻圏域 気仙沼・本吉圏域	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>水稲と育苗ハウスを活用した葉物野菜の複合経営</u> ・農繁期には臨時雇用を活用 ・<u>収穫機械、調製作業機等の導入による機械化体系の確立</u> 	【家族経営】 主 1 人 補 2 人 臨時雇用 1～15 人/日	【パイプハウス 3,300 m²】 ほうれんそう 10,000 m ² 主食用米 7 ha 飼料用米 3 ha	(粗収益) 3,150 万円 (経営費) 2,420 万円 (農業所得) 730 万円 主たる従事者 1 人当たりの所得 490 万円
	パプリカ	栗原圏域 石巻圏域	<ul style="list-style-type: none"> ・パプリカ単一の大規模施設園芸 ・<u>環境制御システムや IPM 技術等の導入</u>による収量、品質の向上 ・<u>雇用型の大規模経営に適した労務管理</u> ・データに基づく高度な栽培管理と生産者間のネットワーク構築による改善スピードの向上 	【法人経営】 構成員 3 人 常時雇用 3 人 臨時雇用 1～10 人/日	【高軒高ハウス 10,000 m²】 パプリカ 10,000 m ²	(粗収益) 12,350 万円 (経営費) 10,680 万円 (農業所得) 1,670 万円 主たる従事者 1 人当たりの所得 560 万円

○花き

営農類型	主要な振興地域	モデルのポイント	経営形態	経営規模	経営試算	
花 き	輪ぎく ＋ 小ぎく	仙南圏域 仙台圏域 大崎圏域 栗原圏域 石巻圏域 気仙沼・ 本吉圏域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 輪ぎく＋小ぎくによる花き経営 ・ 農繁期には臨時雇用を活用 ・ パイプハウスでの輪ぎくと露地での小ぎくを組み合わせた作付体系 ・ 需要期開花に合わせた品種の選定。 ・ 芽無し輪ぎく品種、選花結束機を導入した省力・低コスト栽培 ・ 小ぎく需要期にあわせた作付体系 	【家族経営】 主 1 人 補 2 人 臨時雇用 1～8 人/日	【パイプハウス 3,500 m²】 輪ぎく 3,500 m ² 小ぎく(露地) 50 a	(粗収益) 2,020 万円 (経営費) 1,270 万円 (農業所得) 750 万円 主たる従事者 1人当たりの所得 510 万円
	スプレーぎく	仙南圏域 大崎圏域 栗原圏域 登米圏域 気仙沼・ 本吉圏域	<ul style="list-style-type: none"> ・ スプレーぎくの単一経営 ・ 農繁期には臨時雇用を活用 ・ 鉄骨ハウスでの周年栽培(年2作) ・ 高需要期(8月、12月)にあわせた作付体系 ・ EOD-heating 処理(燃油消費量削減技術)、選花結束機導入等による省力・低コスト栽培 	【家族経営】 主 1 人 補 2 人 臨時雇用 4～7 人/日	【鉄骨ハウス 4,000 m²】 スプレーぎく(年2作) シェード(8月) 4,000 m ² 電照(12月) 4,000 m ²	(粗収益) 2,860 万円 (経営費) 2,110 万円 (農業所得) 750 万円 主たる従事者 1人当たりの所得 510 万円
	カーネーション	仙台圏域	<ul style="list-style-type: none"> ・ カーネーションの単一経営 ・ 農繁期には臨時雇用を活用 ・ 鉄骨ハウスによる周年栽培 ・ 複合環境制御、EOD-heating 処理(燃油消費量削減技術)を導入した省力、低コスト栽培 	【家族経営】 主 1 人 補 2 人 臨時雇用 1 人/日	【鉄骨ハウス 4,000 m²】 カーネーション 4,000 m ²	(粗収益) 3,530 万円 (経営費) 2,620 万円 (農業所得) 910 万円 主たる従事者 1人当たりの所得 670 万円
	シクラメン ＋ 花壇苗	仙南圏域 仙台圏域 大崎圏域 栗原圏域 登米圏域 石巻圏域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉢もの類のシクラメンと花壇用苗もの類の組み合わせによる経営 ・ 農繁期には臨時雇用を活用 	【家族経営】 主 1 人 補 2 人 臨時雇用 1 人/日	【鉄骨ハウス 2,000 m²】 シクラメン 2,000 m ² 花壇用苗 2,000 m ²	(粗収益) 2,560 万円 (経営費) 1,730 万円 (農業所得) 830 万円 主たる従事者 1人当たりの所得 590 万円

○果樹

営農類型	主要な 振興地域	モデルのポイント	経営形態	経営規模	経営試算	
果 樹	りんご	仙南圏域 仙台圏域 栗原圏域 登米圏域 気仙沼・ 本吉圏域	<ul style="list-style-type: none"> ・りんごの単一経営 ・<u>わい化栽培とジョイント栽培を組み合わせた作付体系</u> ・<u>消費者ニーズに対応した多品種栽培</u> ・省力樹形の導入 	【家族経営】 主 1 人 補 2 人	【樹園地 1.5 ha】 わい化栽培 1.0 ha ジョイント栽培 0.5 ha	(粗収益) 1,730 万円 (経営費) 970 万円 (農業所得) 760 万円 主たる従事者 1 人当たりの所得 520 万円
	日本なし	仙南圏域 仙台圏域 大崎圏域	<ul style="list-style-type: none"> ・日本なしの単一経営 ・農繁期には臨時雇用を活用 ・<u>消費者ニーズに対応した多品種栽培</u> ・省力樹形の導入 	【家族経営】 主 1 人 補 2 人 臨時雇用 1～9 人/日	【樹園地 2.6 ha】 日本なし 2.6 ha	(粗収益) 2,730 万円 (経営費) 1,970 万円 (農業所得) 760 万円 主たる従事者 1 人当たりの所得 520 万円
	ぶどう	県内全域	<ul style="list-style-type: none"> ・ぶどうの単一経営 ・農繁期には臨時雇用を活用 ・<u>高品質な大粒系品種を組み合わせた作付体系</u> ・パイプハウスによる雨よけ栽培 ・省力樹形の導入 	【家族経営】 主 1 人 補 2 人 臨時雇用 1～4 人/日	【樹園地 0.8 ha】 ぶどう 0.8 ha	(粗収益) 1,800 万円 (経営費) 1,000 万円 (農業所得) 800 万円 主たる従事者 1 人当たりの所得 560 万円

○畜産

営農類型		主要な 振興地域	モデルのポイント	経営形態	経営規模	経営試算
畜 産	酪農	県内全域	<ul style="list-style-type: none"> ・経産牛常時飼養頭数 50 頭の経営 ・1 頭あたりの年間産乳量 9,250kg ・スタンションによるつなぎ式牛舎 ・パイプラインミルクカーにより搾乳 	【家族経営】 主 1 名 補 3 名	経産牛 50 頭飼養 飼料生産面積 10 ha	(粗収益) 6,280 万円 (経営費) 5,270 万円 (農業所得) 1,010 万円 主たる従事者 1 人当たりの所得 650 万円
	肉用牛 (肥育)	県内全域	<ul style="list-style-type: none"> ・肥育牛常時飼養頭数 150 頭の経営 ・1 頭あたりの枝肉重量 551~592kg ・導入 9 ヶ月齢、出荷 28 ヶ月齢 	【家族経営】 主 1 名 補 2 名	飼養頭数 150 頭(去勢牛) 年間肥育牛出荷頭数 93 頭	(粗収益) 13,810 万円 (経営費) 13,080 万円 (農業所得) 730 万円 主たる従事者 1 人当たりの所得 490 万円
	肉用牛 (繁殖)	県内全域	<ul style="list-style-type: none"> ・経産牛常時飼養頭数 50 頭の経営 ・平均分娩間隔 390 日 ・年間経産牛更新頭数 5 頭 ・育成牛 自家保留 3 頭/年 導入 2 頭/年 	【家族経営】 主 1 名 補 2 名	飼養頭数 50 頭(経産牛) 年間子牛出荷頭数 44 頭 飼料生産面積 10 ha	(粗収益) 3,110 万円 (経営費) 2,370 万円 (農業所得) 740 万円 主たる従事者 1 人当たりの所得 500 万円
	養豚 (一貫)	県内全域	<ul style="list-style-type: none"> ・母豚 100 頭の一貫経営 ・種雄豚常時飼養頭数 6 頭 ・肥育豚 1 頭あたり枝肉重量 80kg ・たい肥を有償販売 	【家族経営】 主 1 人 補 3 人	飼養頭数 100 頭 母豚 1 頭当たり 年間出荷頭数 20.4 頭	(粗収益) 10,270 万円 (経営費) 9,430 万円 (農業所得) 840 万円 主たる従事者 1 人当たりの所得 480 万円

○特用林産物

営農類型		主要な 振興地域	モデルのポイント	経営形態	経営規模	経営試算
特 用 林 産 物	しいたけ (原木栽培) + 水 稲	県内全域	<ul style="list-style-type: none"> ・原木栽培しいたけと水稻の複合経営 ・人工ほだ場を利用 ・ほだ木の使用は植菌当年から3年間で平均6回転程度 	【家族経営】 主 1 人 補 2 人	しいたけ 10,000 本 主食用米 5 ha 飼料用米 3 ha	(粗収益) 1,870 万円 (経営費) 1,140 万円 (農業所得) 730 万円 主たる従事者 1人当たりの所得 490 万円
	しいたけ (菌床栽培)	県内全域	<ul style="list-style-type: none"> ・しいたけ(菌床栽培)の単一経営 ・機械の導入による作業の省力化 ・高収益を望める品種の選定 	【法人経営】 構成員 3 人 常時雇用 14 人	しいたけ 168,000 床 672 床から年 250 日収穫	(粗収益) 11,040 万円 (経営費) 9,600 万円 (農業所得) 1,440 万円 主たる従事者 1人当たりの所得 480 万円

第3 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

本県において、第1の2の(1)に示す目標を達成するための主要な営農類型ごとの基本的指標は、第2の効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標のとおりであり、新たに農業経営を営もうとする青年等が取り組む農業経営においても、本指標を参考とする。

第1の3の(2)に示す目標は、農業経営開始から5年後に農業で生計が成り立つ年間農業所得であり、まず、この目標達成に向けた経営規模を確保し、将来的には、第1の2に示す目標達成を目指す。

第4 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本県の特色ある優れた品質の農畜産物を安定的に生産するとともに、魅力ある農村及び地域社会を維持し、本県農業が持続的に発展していくためには、生産性と収益性が高く、持続的な発展性を有する効率的かつ安定的な農業経営を育成するとともに、新規就農者などの次代の農業を担う人材や中小・家族経営などの多様な経営体を幅広く確保し育成していく必要がある。

このため、本基本方針第1の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向」に即して、認定農業者や認定新規就農者、集落営農等の担い手について、経営規模や家族・法人など経営形態の別に関わらず育成し、主体性と創意工夫を発揮した経営を展開できるよう重点的に支援する。また、次代の農業を担う人材を確保するため、新たに就農（農業経営の開始又は農業への就業）をしようとする青年等が、県内の各地域で安心して就農し定着できるよう、情報提供から就農相談、各種制度を活用した経営強化や技術向上の支援、地域ごとの受入から定着のサポートなど、一貫した支援を関係機関と連携して実施する。

さらに、中小・家族経営、兼業農家などの多様な経営体について、地域社会の維持の面でも担い手とともに重要な役割を果たしている実態を踏まえ、円滑な経営継承に向けた支援や地域資源の適切な維持管理を図るための支援を実施する。また、多様な形で農業に関わる者についても、地域農業の活性化や地域社会の維持の面で重要な役割を果たすことが期待されることから、相談対応や情報提供、研修の実施等のサポートを行う。

このほか、本県における生産現場の人手不足や生産性向上等の課題に対応し、担い手や多様な経営体による農業生産を下支えする等の観点から、農業サービス事業者による農作業の受委託等を進める。

2 農業経営・就農支援センターの体制及び運営方針

農業経営基盤強化促進法第11条の11の規定に基づき、本県は、農業経営・就農支援センターを設置し、農業経営の改善に関する助言・指導、就農等希望者の相談・情報提供、市町村への紹介等を行うこととする。また、各農業改良普及センターにサテライト窓口を設置し、経営・就農に関する支援を伴走的に行う。

(1) 体制

本県は、農業経営・就農支援センターの運営に当たって、宮城県農業会議、宮城県農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会宮城県本部、宮城県農業共済組合、みやぎ農業振興公社、宮城県土地改良事業団体連合会、株式会社日本政策金融公庫仙台支店（以下、「日本政策金融公庫」という。）、宮城県農業法人協会、農林中央金庫仙台支店（以下、「農林中央金庫」という。）及び公益財団法人みや

ぎ産業振興機構等の伴走支援機関・団体と農業改良普及センター及び農業大学校が相互に連携し、就農や農業経営に関するサポートを行うものとする。

(2) 運営方針

第4の1の取組を推進するため、法及びこれに基づく通知等によるもののほか、宮城県農業経営・就農支援センターの運用に関する規程に従い、農業経営・就農支援センターに関する業務について関係機関等と相互に連携協力し、効率的かつ適正に実施する。

3 県が主体的に行う取組

本県は、農業を担う者を幅広く確保するため、農業経営・就農支援センターを中心に、関係機関と連携して、県の農業の魅力、市町村・地域ごとの受入体制、具体的な農業経営や生活のイメージ等について、就農イベント等でのPR活動を行うとともに、ホームページ等を活用して積極的に情報発信する。また、新たに就農しようとする青年等に対する研修を積極的に実施するとともに、新たに農業経営を営もうとする青年等が円滑に経営を開始し、将来的に効率的かつ安定的な農業経営へ発展できるよう、必要な支援を集中的に措置する青年等就農計画制度の普及及び国等の支援の活用を働きかけるほか、農業改良普及センターは、認定農業者が農業経営改善計画を達成できるよう、また認定新規就農者が円滑に認定農業者に移行できるよう、計画的に指導等を行う。

さらに、農業大学校においては、即戦力となる人材育成を推進するため、試験研究機関と連携した実践的な教育カリキュラムの充実とともに、農業高校の教育課程との連続性を確保することで、高度化する農業現場に対応できる知識や技術を習得できるよう細やかなサポートを行う。

このほか、宮城県地域資源活用・地域連携サポートセンターを設置し、6次産業化等の新たな事業の立ち上げを目指す農業者からの相談等に対応し、各施策を活用した支援を行う。また、公益財団法人みやぎ産業振興機構と連携し、各種支援・サポートを行う。

4 関係機関の連携・分担の考え方

農業経営・就農支援センターは、2の(1)で示した伴走支援機関・団体に加え、市町村、農業委員会等の関係機関・団体との緊密な連携をとった支援体制を構築し、青年農業者の確保・育成、経営移譲を希望する農業者の情報収集及び関係機関への情報提供、農業経営者の経営改善等に向けた取組を支援する。

- ・市町村は、就農等希望者の受入について、市町村の関係者が連携した体制を構築するとともに、就農地の生活・住居等に関する情報の提供、定着する上での相談対応等のサポートを行う。
- ・農業協同組合は、新規就農者等の作物ごとの営農技術等の指導、経営の移譲を希望する農業者の情報収集及び関係機関への提供を行うとともに、必要に応じて農業用機械の貸与、農作業の委託のあっせんなど必要なサポートを行う。
- ・宮城県農業法人協会は、農業法人等からの求人情報の収集と提供、経営発展に向けた取組事例について情報提供する。
- ・宮城県農業会議、みやぎ農業振興公社及び農業委員会は、農業を担う者や就農等希望者からの農用地等に関する相談対応及び情報の提供、農用地等の紹介・あっせん等を行う。
- ・日本政策金融公庫及び農林中央金庫は、規模拡大・経営発展をしようとする農業者や経営を開始する認定新規就農者等からの相談に対応し、各種融資を活用した経営面でのアドバイスを行う。

- ・商工会議所及び商工会は、6次産業化や農商工連携を目指す農業者等からの相談等に対応し、中小企業向けの施策を活用した支援・サポートを行う。
- ・個々の集落（「地域計画」の作成区域）は、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり・コミュニケーションづくりを行う。

5 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

- ・市町村は、区域内の就農受入組織（協議会、農業協同組合等）と連携し、区域内における作付け品目ごとの就農受入体制、研修内容、就農後の生活や収入のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を整理し、県及び農業経営・就農支援センターに情報提供する。
- ・農業経営・就農支援センターは、市町村から提供を受けた就農受入や農業経営・生活等のイメージに関する情報について、ホームページや就農イベント等を通じて就農等希望者に分かりやすく情報提供するほか、就農等希望者、就農を受け入れる法人等の農業者、その他の関係者から就農等に関する相談があった場合には、相談内容に応じて必要な情報を提供し、当該者の希望内容や相談の結果等に応じて積極的に研修先や就農先の市町村を調整し、市町村の担当者等に紹介する。
- ・農業経営・就農支援センター及び農業改良普及センター（サテライト窓口）は、就農等希望者から相談があった場合、その熟度に応じ市町村に紹介するものとし、その後も研修、就農、定着等の状況について市町村等を通じて随時把握し、関係者と連携して必要な助言・指導を行うとともに、研修・就農先の変更が必要になった場合には、必要に応じて他の市町村との調整を図る。
- ・市町村、農業委員会及び農業協同組合は、就農・就業希望者、経営の移譲を希望する農業者の情報について、積極的に把握するよう努め、県及び農業経営・就農支援センターに情報提供するとともに、農業経営・就農支援センターは、市町村等と密に連携しながら就農等希望者とのマッチングを進め、円滑な就農・就業、経営継承ができるよう必要なサポートを行う。

第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標及び農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

第2で示すような効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標は次のとおりである。

○「効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積の目標」

	効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積の目標
県全体	80%

注) 1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者とは、農林水産省による「担い手の農地利用集積状況調査」の定義に基づき、以下の経営体とする。

- (1) 認定農業者
- (2) 基本構想水準到達者
- (3) 集落営農経営(特定農業団体、集落営農組織[複数の農業者により構成される農作業受託組織であって、組織の規約を定め、対象作物の生産・販売について共同販売経理を行っている組織])

(4) 認定新規就農者

注) 2 「効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積」とは、注) 1 の経営体が営農する次の農用地の面積とする。

(1) 自己所有地

(2) 借入地

(3) 特定農作業受託地(農作業を受託することを約した契約のうち、受託者が農産物を生産するために必要となる次の基幹的な作業を行うこと、その生産した農産物を当該受託者の名義をもって販売すること並びにその販売による収入の程度に応じ当該収入を農作業及び販売の受託の対価として充当することを約したものをいう。①稲については、耕起・代掻き、田植及び収穫・脱穀。②麦、大豆については、耕起・整地、播種及び収穫。③その他の作物にあつては、①又は②に準ずる作業。)

○効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

効率的かつ安定的な農業経営を営む上で、農用地の集約化が重要であることを踏まえて、農地中間管理事業等の活用により農用地の利用の集積・集約化を進め、担い手となる経営体への集積割合を高めていく。

○農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

県内市町村において作成された「地域計画」の実現に向けて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集約化を進めるため、担い手間の調整や農地整備等を行い、県、市町村、農業委員会等が一体となって農用地の利用調整に取り組み、中間管理事業を活用しながら、分散錯圃の状況を解消し、担い手の農用地の連坦化や団地面積の増加を図っていく。

なお、中山間地域や担い手不足の地域では、地域農業・農村を支える中小・家族経営や多様な人材を含め、地域全体で農用地の確保・有効利用を図っていく。

第6 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項

1 基本的な考え

第2及び第3で示すような営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営体の育成と、第5で示すこれらの農業経営を営む者が利用する農用地の面積の目標の達成を図るためには、従来にも増して積極的な取組が必要となる。

効率的かつ安定的な農業経営体への農用地の集積・集約化を進めるに当たっては、農地中間管理事業を中心的な事業と位置づけ、市町村が作成した「地域計画」の地域内の農業を担う者に対する農用地の集積・集約化を推進していくこととする。ただし、農用地の出し手である地権者の意向には十分配慮して、農用地利用改善事業の実施を促進する事業や委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業等の農業経営基盤強化促進事業についても活用することで目標の達成を図る。

県においては、関係各課や各地方振興事務所・地域事務所、農業改良普及センター等による推進体制を整備するとともに、みやぎ農業振興公社、宮城県農業会議、宮城県農業協同組合中央会、宮城県土地改良事業団体連合会等との連携を図りながら、農地中間管理事業や農業経営基盤強化促進事業等の農業経営基盤の強化の促進のための措置を集中的かつ重点的に実施する。

これらの措置が、効率的かつ安定的な農業経営体の育成に効果的に結びつくよう、農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定に基づく農業経営改善計画及び同法第14条第4第1項の規定に基づく青年等就

農計画の認定制度の積極的な活用を図るものとし、農業経営改善計画の期間を満了する者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

2 農業経営基盤強化促進事業の実施

(1) 地域計画推進事業

地域の農業の将来の在り方や、目指すべき農用地利用の姿である目標地図の実現に向けて、地域内外から農地の受け手を幅広く確保しつつ、農地中間管理事業等を活用した利用権の設定等を促進し、農用地の効率的かつ総合的な利用の推進を図る。

(2) 農用地利用改善事業の実施を促進する事業

農用地利用改善団体の設立にあたっては、市町村が作成した「地域計画」との整合性を図りながら、地域における話し合いによる合意形成を通じた効率的かつ安定的な農業経営への農用地の利用集積を進める。

(3) 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業

農作業受委託については、農地の権利移動に至らないまでも、実質的な農業経営の規模拡大が図られ、農業機械・施設の効率的利用や生産性の向上に寄与するものであることから、農用地の利用集積を補完する取組として推進する。将来的には、農作業受委託が農地中間管理事業を活用した貸借へと進むように誘導する。

第7 農地中間管理機構が行う特例事業の実施に関する事項

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第4条の規定により本県の農地中間管理機構に指定されたみやぎ農業振興公社は、農業経営の規模の拡大、農用地の集団化等による農用地の利用の効率化及び高度化を促進するため、同法第2条第3項に規定する事業のほか、次に掲げる事業の範囲内で、農業経営基盤強化促進法第7条に規定する事業を行う。

- 1 農用地等を買入れて、当該農用地等を売り渡し、又は交換する事業。
- 2 農用地等を売り渡すことを目的とする信託の引受けを行い、及び当該信託の委託者に対し当該農用地等の価格の一部に相当する全額の無利子貸付を行う事業。
- 3 農業経営基盤強化促進法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画に従って設立され、又は資本を増加しようとする農地所有適格法人に対し農地売買等事業により買入れた農用地等の現物出資を行い、及びその現物出資に伴い付与される持分又は株式を当該農地所有適格法人の組合員、社員又は株主に計画的に分割して譲渡する事業。
- 4 1に掲げる事業により買入れた農用地等を利用して行う、新たに農業経営を営もうとする者が農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の事業。